



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除（二件）……………（同）…五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…七

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…八

告示（選）

○昭和六十二年東京都選挙管理委員会告示第百二十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………二

○昭和六十二年東京都選挙管理委員会告示第百一号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………二

公告

○都市計画の案（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課）…三

○市街地再開発審査会委員の任命……………（都市整備局市街地整備部管理課）…四

○事業協力者の公募……………

告示

………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二四
○開発行為に関する工事完了（二件）……………
………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二五
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二六

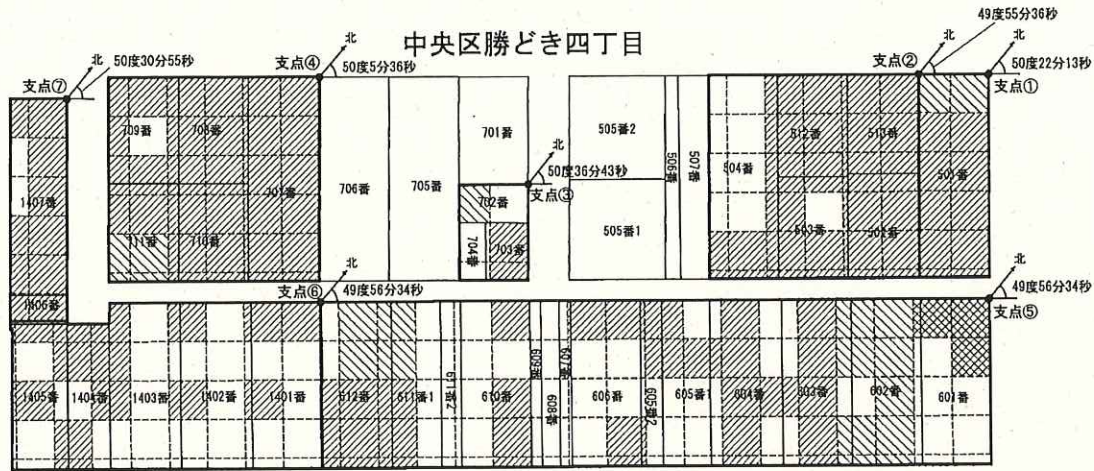
東京都告示第百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区勝どき四丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨: 形質変更時要届出区域
(この表示により指定する区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第776号により指定した区域)
- ▧: 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第1681号により指定した区域)

【支点】

- 支点①は、中央区勝どき四丁目501番の最北端とする。
- 支点②は、中央区勝どき四丁目513番の最北端とする。
- 支点③は、中央区勝どき四丁目702番の最北端とする。
- 支点④は、中央区勝どき四丁目707番の最北端とする。
- 支点⑤は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。
- 支点⑥は、中央区勝どき四丁目1401番の最北端とする。
- 支点⑦は、中央区勝どき四丁目1407番の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 支点① 50度22分13秒
- 支点② 49度55分36秒
- 支点③ 50度36分43秒
- 支点④ 50度 5分36秒
- 支点⑤ 49度56分34秒
- 支点⑥ 49度56分34秒
- 支点⑦ 50度30分55秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

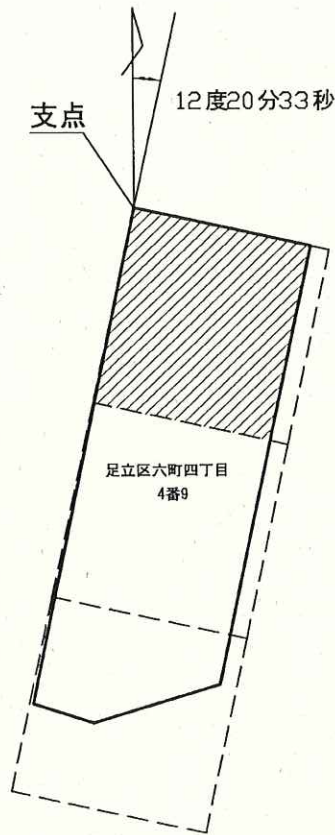
平成三十年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区六町四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- //// 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区六町四丁目4番9の最北端とする。

【格子の回転角度（12度20分33秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区扇三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物